

霧島市条例第 2 1 号
令和 2 年 6 月 2 9 日

霧島市都市計画税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

霧島市長

霧島市都市計画税条例の一部を改正する条例

(霧島市都市計画税条例の一部改正)

第 1 条 霧島市都市計画税条例（平成17年霧島市条例第72号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「及び建築物形態規制地域（都市計画区域内の用途地域の指定のない区域における容積率等の指定（平成16年鹿児島県告示第951号）の表 2 の項及び 3 の項で定める区域をいう。）」を削る。

附則第14項中「若しくは第47項」を「、第47項若しくは第48項」に、「又は第15条の 3」を「、第15条の 3 又は第61条」に改め、「第15条の 3 まで」の次に「若しくは第61条」を加える。

第 2 条 霧島市都市計画税条例の一部を次のように改正する。

附則第14項中「第61条」を「第63条」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第 1 条中霧島市都市計画税条例附則第14項の改正規定（「若しくは第47項」を「、第47項若しくは第48項」に改める部分に限る。） 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第33号）の施行の日

(2) 第2条の規定 令和3年1月1日

(経過措置)

- 2 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の霧島市都市計画税条例（次項において「新条例」という。）の規定は、令和2年度以降の年度分の都市計画税について適用し、令和元年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。
- 3 新条例第2条第1項の規定は、令和3年度以降の年度分の都市計画税について適用し、令和2年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。